

令和6年度 児童福祉施設指導監査結果(母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園)

■ 令和6年度は児童福祉施設のうち、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園に対する指導監査を43件実施しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1 保育所	あいづ保育園 (分園含む。)	社会福祉法人 バルツァ事業会	実地監査	土曜日の夜の時間帯において、1日のみ、園児1人に対して、保育士2人が配置されていることを記録から確認することができなかった。 については、保育士を2人以上配置し、その旨を明確に記録すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項】	・今回の指摘事項に対して保育者2名以上配置してその記録を記載するようにしています。
2 幼保連携型認定こども園	あいのそのこども園	社会福祉法人 奈良愛の園福祉会	実地監査	無	
3 保育所	桜華保育園	社会福祉法人 大和清泉会	実地監査	複数日の登園時間帯において、保育所に保育士が1名のみの状態で園児に対して保育を提供している日があった。 開所時間中に保育する園児が1名以上いる場合は、保育士の配置数が2人を下回ることのないように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項】	7:00～のシフトを作り保育士の配置数が2人を下回ることのない様にします。
				事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための委員会を定期的に行い、その旨を記録すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第32条第1項】	事故発生の防止のための委員会を定期的に行いその旨を記録致します。
				排泄、オムツ交換の際、衝立を置くなどして一人一人のプライバシーへの配慮を行うこと。 【子ども・子育て支援法第33条第6項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第5条第1項、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第3条第2項、保育所保育指針第1章】	排泄、オムツ交換の際の衝立を作り、設置しプライバシーへの配慮を行います。
4 公私連携型保育所	春日よつば保育園	社会福祉法人 子どものアトリエ	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
5 幼保連携型認定こども園	極楽坊あすかこども園	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団	実地監査	入園のしおり内で引用している運営規程と実際の運営規程が異なっているため、入園のしおりに実際の運営規程を添付する等により修正すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第5条】	入園のしおり内で引用している運営規程について、運営規程を変更した際は、バージョン管理を徹底し、確実に入園のしおりを更新いたします。 令和7年度版入園のしおりで不整合を是正いたしました。
6 保育所	こまどり保育園	社会福祉法人 奈良愛育会	実地監査	こまどり保育園重要事項説明書の記載について、運営規程の規定と次の点について整合性を欠き、不明確であるため、是正すること。 ・保育を提供する時間 ・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第5条及び第20条】	重要事項説明書と運営規定の記載について、ご指摘のあった「保育を提供する時間」及び「保育の提供に要する実費に係る利用者負担金」の項目について、内容を現状に即した形で訂正いたしております。また、同一の表を使用し内容的にも整合するようにいたしました。
7 幼保連携型認定こども園	西大寺北こども園	社会福祉法人 アタラシカタチ	実地監査	複数日において、園児の教育及び保育に従事する職員数が2人を下回る時間があった。 今後は、園児の教育及び保育に直接従事する職員の数が常時2人を下らないようにすること。 【幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条】	園児の教育及び保育に直接従事する職員の数が常時2人を下らないように職員を配置いたします。
8 保育所	西大寺南みどりの園保育園	社会福祉法人 健仁会	実地監査	無	
9 幼保連携型認定こども園	佐保川こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	
10 母子生活支援施設	佐保山荘	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	自立支援計画は母については作成され、定期的に更新されていた。子については面談時等随時記録となっており、個別支援計画としては作成されていなかった。子についても、その家庭の状況等を勘案してその自立を支援するための計画を策定しておくこと。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第29条の2】【母子生活支援施設運営指針第Ⅱ-2(1)】	入所児童の自立支援計画を作成するにあたり、児童との個別面談を実施し、記録の作成は行っていたが、その内容を基にした児童自立支援計画の策定は行えていませんでした。今回の指導を受け、これまでの児童自立支援計画の様式について、他法人施設の計画票等を参考にしながら、当施設用の様式の見直しを行い、試行的に計画の作成を進めています。今後、より分かりやすく、使いやすい様式を検討していきたいと思います。(今回当施設が作成した児童アセスメントシート(入所時用、面談時用)と児童自立支援計画(小学生用、中・高校生用)を添付いたしますので、何かお気づきの点等ございましたら、ご助言等よろしくお願い申し上げます。 また、児童との面談だけでなく、家庭の状況やそれぞれの職種(母子支援員や少年指導員、個別対応職員、心理療法担当職員等)からの意見等を総括的にまとめ、計画の策定を行い、適切な時期(年2回予定)に見直しが行えるよう、児童の一覧表を作成し、複数担当制も導入、全職員で作成状況を共有、把握し、母子それぞれの自立支援計画書の定期的な作成、見直しを遵守します。
11 幼保連携型認定こども園	佐保山こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
12	公私連携 幼保連携 型認定こ ども園	白藤学園おお みやこども園	学校法人白藤 学園	実地監査	無	
13	公私連携 型保育所	白藤学園おお みや保育園	学校法人白藤 学園	実地監査	無	
14	保育所	新大宮駅前み どりの園保育園	社会福祉法人 健仁会	実地監査	無	
15	公私連携 幼保連携 型認定こ ども園	大安寺西しろは とこども園	学校法人白鳩 学園	実地監査	無	
16	幼保連携 型認定こ ども園	鶴舞保育園	社会福祉法人 淳心会	実地監査	無	
17	公私連携 幼保連携 型認定こ ども園	富雄藍咲学園	社会福祉法人 楽慈会	実地監査	無	
18	幼保連携 型認定こ ども園	奈良認定こども 園あやめ池学 園	学校法人吉住 学園	実地監査	運営規程において、保護者から支払を受ける費用について、支払を 求める理由を規定すること。 また、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認め られる対価について、支払を受けるときは、運営規程においてその 旨を規定すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども 子育て支援施設等の運営に関する基準第13条、第20条】	運営規程において、保護者から支払を受ける費用について、支払を 求める理由を規定した。 また、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認め られる対価について運営規程においてその旨を規定した。
19	幼保連携 型認定こ ども園	奈良認定こども 園学園前学園	学校法人吉住 学園	実地監査	運営規程において、保護者から支払を受ける費用について、支払を 求める理由を規定すること。 また、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認め られる対価について、支払を受けるときは、運営規程においてその 旨を規定すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども 子育て支援施設等の運営に関する基準第13条、第20条】	運営規程において、保護者から支払を受ける費用について、支払を 求める理由を規定した。 また、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認め られる対価について運営規程においてその旨を規定した。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
20	幼保連携型認定こども園	奈良認定こども園富雄学園	学校法人吉住学園	実地監査	運営規程において、保護者から支払を受ける費用について、支払を求める理由を規定すること。 また、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、支払を受けるときは、運営規程においてその旨を規定すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条、第20条】	運営規程において、保護者から支払を受ける費用について、支払を求める理由を規定した。 また、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、運営規程においてその旨を規定した。
21	保育所	奈良ルーテル保育園	社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会	実地監査	屋外遊技場の面積については、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上としなければならないが、基準を下回っていた。今後は、園児の受入れに際してあらかじめ面積要件等を確認し、基準の範囲内で運営できるように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号】	園庭代替地として大森街区公園利用の変更届を提出し、令和6年12月16日付けで受理された。これにより屋外遊戯場面積が708.53㎡となり、満2歳児以上の幼児1人につき3.3㎡の屋外遊戯場面積が確保された。
22	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園西の京さくら保育園	社会福祉法人育宝会	実地監査	無	
23	保育所	西奈良ルーテル保育園	社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会	実地監査	無	
24	保育所	西ノ京みどりの園保育園	社会福祉法人健仁会	実地監査	無	
25	幼保連携型認定こども園	中登美こども園	社会福祉法人奈良社会福祉院	実地監査	無	
26	保育所	みずぼ保育園	社会福祉法人平城福祉会	実地監査	無	
27	保育所	みのり保育園	社会福祉法人あけぼの会	実地監査	無	
28	公私連携幼保連携型認定こども園	明治わらべこども園	社会福祉法人清心福祉会	実地監査	無	
29	保育所	memorytree奈良保育園	株式会社nexus	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
30	保育所	桃の木保育園	社会福祉法人 あけぼの会	実地監査	運営規程において、虐待の防止を図るために職員に対する研修を実施する旨を規定しているが、虐待の防止を図るための職員に対する研修が実施されていなかった。今後、虐待の防止を図るための研修を実施するとともに、実施した際には記録を残すこと。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第20条第10号】 事故発生の防止等への取組について、従業者に対する研修を定期的に行うとともに、研修を実施した場合は、その旨が明確になるよう記録すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第32条第1項第3号】	R6.10/24 奈良市要保護児童対策地域協議会研修 R6.11/29 「DVのトラウマから回復するために」 R7.2/3 奈良市要保護児童対策地域協議会研修 今後も虐待に関する研修を引き続き参加していきたいと思います。 R6./9/18「災害時における保育所の役割」研修 今後も事故防止全般に係る研修に積極的に参加していきたいと思っています。
31	幼保連携 型認定こ ども園	YMCAあきしの こども園	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査	降園時間において、1日のみ、園児1人に対して、園児の教育及び保育に直接従事する職員2人が配置されていることを記録から確認することができなかった。 については、園児の教育及び保育に直接従事する職員を2人以上配置し、その旨を明確に記録すること。 【幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条】	降園時間において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の最終時間の記入表を新たに作成した。
32	幼保連携 型認定こ ども園	YMCAならこど も園	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査	無	
33	保育所	あかね保育園	社会福祉法人 秋篠茜会	書面監査	無	
34	公私連携 幼保連携 型認定こ ども園	右京こだま保育 園	社会福祉法人 希望の会	書面監査	無	
35	保育所	学研奈良ピュア 保育園	社会福祉法人 香久山会	書面監査	無	
36	幼保連携 型認定こ ども園	こだま保育園	社会福祉法人 希望の会	書面監査	無	
37	保育所	西大寺保育園	宗教法人西大 寺	書面監査	無	
38	保育所	すまいる保育園	社会福祉法人 奈良万葉会	書面監査	無	
39	保育所	ソフィア富雄保 育園	社会福祉法人 みやび	書面監査	無	
40	保育所	そら保育園(分 園を含む。)	社会福祉法人 どんぐり	書面監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
41	公私連携 幼保連携 型認定こ ども園	鶴舞やまとこ ども園	社会福祉法人 アタラシイカタチ	書面監査	無	
42	保育所	とみお駅前保育 園	社会福祉法人 奈良苑	書面監査	無	
43	保育所	登美ヶ丘マミー ズ保育園	社会福祉法人 福寿会	書面監査	朝の時間帯において、保育所に保育士が1名のみの状態で園児に 対して保育を提供している日があった。 開所時間中に保育する園児が1名以上いる場合は、保育士の配置 数が2人を下回ることのないように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項】	シフト作成後は、複数人で確認し、最終は、園長が通読する。チェッ ク体制をより強化していく。また、個人が自分のシフトに責任を持 ち、体制に不備がある時は、主任もしくは園長に伝えると共に、勤務 の再調整を行うことを徹底する。子どもの安全・安心に最善を尽く し、朝の保育士が2人を下回る事のないよう十分に留意する。

令和6年度 小規模保育事業所指導監査結果

■ 令和6年度は小規模保育事業所に対する指導監査を7件実施しました。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	小規模保育事業A型	学園前ピース保育園	一般社団法人BMサポート	実地監査	無	
2	小規模保育事業A型	古都すこやか保育園	特定非営利活動法人子育てすこやかサークル	実地監査	無	
3	小規模保育事業A型	奈良すこやか保育園	特定非営利活動法人子育てすこやかサークル	実地監査	無	
4	小規模保育事業A型	ニチイキッズ伏見菅原保育園	株式会社ニチイ学館	実地監査	無	
5	小規模保育事業A型	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園	株式会社ニチイ学館	実地監査	無	
6	小規模保育事業A型	みらいとみお保育園	一般社団法人未来会	実地監査	運営規程に変更があったときは、奈良市保育所・幼稚園課に届出すること。 【子ども・子育て支援法第47条、子ども・子育て支援法施行規則第41条】	運営規定に変更があった時は奈良市保育所、幼稚園課に届出すること ↓ 2月17日提出
7	小規模保育事業A型	YMCA西大寺南保育園	社会福祉法人奈良YMCA	実地監査	無	